平成２７年（フ）第５９号
秋田市八橋本町２丁目12番26号
債務者　泉　　潤
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３号
埼玉県熊谷市樋春1978－４、住民票上の住所埼玉県熊谷市板井870番地１
債務者　桑島　英樹
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第８７号
新潟市西区五十嵐中島５丁目９番11号
債務者　石川　清延
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８８号
新潟市江南区曽野木１丁目２番２－1012号
債務者　田崎　　忍
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９０号
新潟市西蒲区巻乙310番地５、前住所新潟市西蒲区巻甲2152番地
債務者　水倉ミヨシ
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９９号
新潟市東区寺山１丁目16番11号　ブリリアントⅡ203号、前住所新潟市中央区鳥屋野417番地34　ダイアパレスパークコート703号
債務者　五十嵐園美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１０号
新潟県燕市小関1427番地　市営118号
債務者　大谷　　清
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６１号
金沢市緑が丘19番25号、従前の住所石川県能美市寺井町を55番地３
債務者　前田　陽一
1　決定年月日時　平成27年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第６８号
静岡県富士市富士見台３丁目１番地の３市営住宅富士見台団地Ｃ－104号、前住所静岡県富士市中丸206番地の１ソファレ土屋Ｂ－102号
債務者　塚原　正春
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６８号
兵庫県西宮市甲子園三番町11番20－104号
債務者　ヘアーメイクシマこと　島田　祥史
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１９７号
兵庫県西宮市上田東町９番10号
債務者　石井　正明
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５号
兵庫県南あわじ市市新397番地
債務者　仲野　寿子
1　決定年月日時　平成27年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第１８号
山口県下関市王司神田４丁目７番24号
債務者　後河内正治
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第５７号
山口県下関市王司神田４丁目７番24号
債務者　後河内　実
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第１９号
福岡県田川郡香春町大字中津原478番地
債務者　宮本　信子
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２１号
福岡県田川郡川崎町大字池尻110番地　東洋団地２－５－２号
債務者　奥田　由美
1　決定年月日時　平成27年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第８８号
大分市牧上町６番５号　弘麗牧マンション606
債務者　瀬尾　大樹
1　決定年月日時　平成27年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月22日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係